

大牟田市中学校給食配送業務委託者募集要項

大牟田市（以下「本市」という。）は大牟田市中学校給食配送業務を、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により募集及び選定するために必要な事項を定める。

1 業務名

大牟田市中学校給食配送業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 履行施設の概要

（1）施設名 大牟田市中学校給食センター

所在地 大牟田市諏訪町2丁目50番地

（2）配送対象施設

令和8年度 市立中学校7校及び昭和教室（延命庁舎内）

学 校 名	所 在 地
宅 峰 中 学 校	大牟田市右京町1番地
宮 原 中 学 校	大牟田市米生町2丁目26番地
松 原 中 学 校	大牟田市大正町5丁目4番地16
白 光 中 学 校	大牟田市椿黒町32番地
御 木 中 学 校	大牟田市大字歴木1150番地
白 銀 中 学 校	大牟田市大字田隈338番地
甘 木 中 学 校	大牟田市大字甘木613番地1
昭 和 教 室	大牟田市黄金町1丁目34番地（延命庁舎内）

令和9年度から令和12年度 市立中学校6校及び昭和教室（延命庁舎内）

学 校 名	所 在 地
宅 峰 中 学 校	大牟田市右京町1番地

宮原中学校	大牟田市米生町2丁目26番地
松原中学校	大牟田市大正町5丁目4番地16
白光中学校 (校名未定)	大牟田市椿黒町32番地
御木中学校	大牟田市大字歴木1150番地
白銀中学校	大牟田市大字橘664番地1
昭和教室	大牟田市黄金町1丁目34番地（延命庁舎内）

4 業務内容

具体的な業務内容は、「大牟田市中学校給食配送業務委託仕様書」のとおりとする。

- (1) 配送用コンテナ積み込み業務
- (2) 配送業務
- (3) 回収業務
- (4) 配送用コンテナ積み降ろし業務
- (5) 車両の点検・清掃業務
- (6) その他前各号に付随する業務

5 応募資格

(1) 資格要件

応募事業者の応募資格要件は以下のとおりとする。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財政能力を有しており、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ② 大牟田市内に経営の中枢となる本店、本社、本部などを有する者
- ③ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業（同法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）の許可を受けている者であること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者。
- ③ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

２２５号）の規定による更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者。

- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している者。
- ⑦ 暴力団員が実質的に運営している者。
- ⑧ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
- ⑨ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者。
- ⑫ 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の５第１項及び第３項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。

６ 募集等のスケジュール

募集要項等の公表	令和７年８月１日
募集要項等に関する質問の受付	令和７年８月１８日～２５日
募集要項等に関する質問の回答	令和７年９月１日
参加表明書及び提案書等の提出	令和７年９月８日～１９日
第一次審査（書類審査）結果通知	令和７年９月２９日
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和７年１０月２０日
第二次審査結果通知	令和７年１１月７日まで
契約締結	令和７年１１月中旬

※受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日には行わない。

７ 募集要項等の公表

（１）公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、市のホームページで公開する。必要があるときはダウンロードすること。

（２）公表書類

- ① 本募集要項
- ② 大牟田市中学校給食配送業務委託仕様書

８ 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールまたは FAX で学務課給食担当まで提出すること。送信後に電話にて連絡をすること。

電話番号 0944-41-2865

FAX 番号 0944-54-7172

電子メール e-kyusyoku-c@city.omuta.fukuoka.jp

(2) 受付期間

令和7年8月18日（月）から8月25日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

令和7年9月1日（月）に市のホームページにおいて、回答を公開する。

9 参加表明書及び提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年9月8日（月）から9月19日（金）午前9時から午後5時まで

※受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

(2) 提出書類

① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）

② 会社等の概要調査表（様式第3号）

下記アからカまでの書類を添付すること。

（イからカについては直近2期分）

ア 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（写可。提出書類の提出日直前の3ヶ月以内に発行されたもの。）

イ 税務署への税務申告書

ウ 貸借対照表

エ 損益計算書

オ 製造原価報告書

カ 株主資本金等変動計算書（利益金処分計算書）

③ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業（同法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）の許可証の写し

④ Gマークの認定証の写し（認定を受けている場合）

⑤ ISO 認証の写し（認証を受けている場合）

⑥ 業務委託見積書（様式第4号）

⑦ 納税証明書

ア 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書

イ 福岡県の県税について滞納がないことの証明書

ウ 大牟田市の市税について滞納がないことの証明書

⑧ 保険の加入状況（様式第5号）

⑨ 大牟田市中学校給食配送業務についての提案書（様式第6号）

ア 学校給食に対する基本的な考え方について（様式第6号の1）

イ 危機管理について（様式第6号の2）

- ウ 安全運行について（様式第 6 号の 3）
- エ 衛生管理について（様式第 6 号の 4）
- オ 業務実施体制について（様式第 6 号の 5）
- カ 配送効率の向上について（様式第 6 号の 6）
- キ 施設及び備品の取扱いについて（様式第 6 号の 7）

⑩ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 7 号）

※様式のないものは、任意の様式とする。

（3）提出書類詳細

A 4 判フラットファイルの表紙及び背表紙に「事業名」及び「商号または名称等」を記載し、前号①を 1 ページとして前号①から⑨までを綴じること。（前号②に添付するアからカの書類は別綴）

前号⑩はファイルとは別に提出すること。

- ① 書式は原則として A 4 判用紙、横書き、左綴じとすること。
- ② 提案書の記載については、「事業者名」及び「商号または名称等」を使用しないこと。
- ③ 見積額は、5 年間の総額が下記の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内であること。

予定価格：144,100,000 円

- ④ 業務委託見積書には、人件費、車両費、自動車任意保険料、燃料費、保健衛生費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。
- ⑤ 業務委託見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印とする。

（4）無効となる書類

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 予定価格を超えているもの。
- ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

（5）提出部数

正本 1 部・副本 10 部

ただし、会社等の概要調査表（様式第 3 号）に添付するアからカまでの書類についての提出部数は 2 部とし、別綴で提出すること。

（6）提出先

大牟田市諏訪町 2 丁目 50 番地 大牟田市中学校給食センター
大牟田市教育委員会事務局 学務課給食担当

（7）提出方法

直接持参すること。（郵送による提出は認めません）

10 選定・決定方法

（1）第一次審査

- ① 参加表明書等の提出書類に基づき、応募資格要件について審査する。
- ② 審査結果については、令和 7 年 9 月 29 日（月）付けの第一次審査結果通知文書にて通知する。

(2) 第二次審査

- ① 本プロポーザルの審査は、大牟田市中学校給食配送業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により行う。
- ② 審査は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて実施する。
- ③ 日 時
令和7年10月20日（月） 時間は第一次審査結果通知文書に記載
- ④ 場 所
大牟田市諏訪町2丁目50番地
大牟田市中学校給食センター2階 研修室
- ⑤ 提案時間
15分以内（選定委員からの質疑応答時間は含まない。）
- ⑥ 説明者
3名以内
- ⑦ 審査項目及び配点については下表のとおりとする。

審査番号	審 査 項 目	配点	点数
1	学校給食に対する基本的な考え方	5	100
2	危機管理 (1)業務における危機管理 (2)業務における事故防止対策	20	
3	安全運行 (1)車両整備体制 (2)安全運行の方策	10	
4	衛生管理 (1)衛生管理に関する考え方 (2)衛生管理面に配慮した業務内容	10	
5	業務実施体制 (1)業務従事者の配置体制、業務従事者等の教育 (2)業務従事者の採用 (3)学校給食関係者との連携	20	
6	配送効率の向上	5	
7	施設及び備品の取扱い	5	
8	経営状況と業務実績、所有資格と認定等の実績	15	
9	見積額	10	

- ⑧ 選定については、委員の採点の合計点数のうち、最高点と最低点数を除いて平均点を算出し、審査項目の合計の平均点が満点の6割以上で、かつ最高得点を獲得した者を最終業務委託候補者（以下「最終候補者」という。）とする。
- ⑨ 最終候補者が複数となる場合は、審査番号2・5の合計点数が高い者から順位付けを行う。
- ⑩ 応募事業者が1事業者の場合でも審査を行い、選定委員会により適切な事業者

と判断した場合は、最終候補者とする。

- ⑪ 本市は、選定委員会の審査結果を踏まえた最終候補者を決裁等の手続きを経て、委託事業者として決定する。決定した委託事業者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約するものとする。ただし、選定委員会が適切でないと判断した場合はこの限りでない。

- ⑫ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については、定めない。

※プレゼンテーションに際し、パソコン・液晶プロジェクターは使用しないこと。

11 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書等の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者からの提出書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、本市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類については、変更できないものとし、返却しないこととする。
- ② 提出書類は、必要に応じ複写することがある。
- ③ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき、原則として全部公開する。ただし、同条例第 7 条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがある。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定する。

12 審査結果通知

第二次審査結果については、令和 7 年 11 月中旬に文書にて通知する。

13 事務局

大牟田市教育委員会事務局 学務課給食担当（牛島・大峰）

〒836-0051 大牟田市諏訪町2丁目50番地

大牟田中学校給食センター

TEL：0944-41-2865

FAX：0944-54-7172

電子メール e-kyusyoku-c@city.omuta.fukuoka.jp